

平成24年教育委員会第11回臨時会会議録

開会日時 平成24年11月20日 午前10時00分

閉会日時 同 上 午後 0時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 面 田 博 子
同職務代理 松 本 實
委 員 遠 藤 勝 男
委 員 佐 藤 昭
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

| | | | |
|-----------|-------|-------------|-------|
| ・教育次長 | 濱中 輝 | ・教育振興担当部長 | 坂田 祐次 |
| ・庶務課長 | 駒井 正美 | ・教育計画推進担当課長 | 若林 繁 |
| ・施設課長 | 齋藤 登 | ・学務課長 | 土肥 直人 |
| ・指導室長 | 岡部 良美 | ・統括指導主事 | 志村 昌孝 |
| ・地域教育課長 | 小曾根 豊 | ・生涯学習課長 | 今井 英敬 |
| ・生涯スポーツ課長 | 柴田 賢司 | ・中央図書館長 | 橋本 幸夫 |

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 面田 博子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 面田 博子 委員 松本 實 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 それでは、ただいまから平成24年教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は、私に加えて、松本委員と塩澤教育長にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第36号「葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それでは、議案第36号をお願いいたします。「葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」、上記の議案を提案するというところでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答する。

引き続き1枚めくってください。こちらのほうが区議会のほうに提案する契約議案でございます。

議案第82号「葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事請負契約締結について」、上記の議案を提案するというところで出されております。

提案理由といたしまして、葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事を施行する必要があるため、本案を提出いたしますということになってございます。

「記」書き以降を読ませていただきます。

1 工事件名 葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事

2 工事箇所 東京都葛飾区青戸四丁目25番

3 契約の方法 制限付一般競争入札による契約

4 契約金額でございますが、2億4,937万5,000円でございます。予定価格は2億9,034万円でございますので、落札比率85.89%、契約差金といたしまして4,096万5,000円の差金が出てございます。

契約の相手方でございますが、東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号、テクノサイジング・三陽プラント建設共同企業体でございます。

構成員といたしましては、代表者が東京都葛飾区東新小岩八丁目40番1号の株式会社テクノサイジングでございます。もう1人の構成員といたしまして、東京都葛飾区白鳥二丁目15番3号の株式会社三陽プラント建設になってございます。2社のJVになります。

6番の工期でございますが、契約締結の日の翌日から平成27年3月16日までということで、

前回はご提案させていただきました建築工事と同じ工期となっております。

1枚めくっていただいて裏面をお願いいたします。

工事の概要でございますが、葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事といたしまして、受変電設備、自家用発電機、こちらのほう80キロボルトアンペアでございます。幹線・動力設備、電灯コンセント、弱電設備、自動火災報知器、太陽光発電設備10キロワットでございますが、こちらのほうを用意させていただきます。機械警備用の配管設備工事等ということで電気設備工事一式というふうになってございます。

入札の状況でございますが、4社のJVの入札によりまして、今回の契約業者のテクノサイシング・三陽プラント建設と契約をしたということでございます。

説明は以上になります。

○委員長 今、課長から説明がございました。質問等ございますか。

遠藤委員。

○遠藤委員 いろいろな電気設備の一式が挙げられておりますが、その中で太陽光発電設備工事、これがなされるということは大変、今、原発の問題がありまして節電という中であって、適切な太陽光発電ではないかと思えます。よって、この太陽光発電、節電、環境問題についての環境教育という観点から、子どもたちに対して教育ができるようなシステムになっているかどうかということをお教えいただければと思います。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 今回、中青戸のほうに設置させていただきます太陽光発電設備工事でございますが、10キロワットのものでございます。従来からやらせていただいております教育に向けて、どのようなものができているのかというのと同じような形のもの、同じサイズのもので太陽光発電設備として設置させていただいている次第でございます。そんな形でやらせていただいて、学校教育に寄与していきたいというふうに考えている次第でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 太陽光発電の設備なのですが、今、区でやっていますね。区役所のほうで。あれとどのぐらい大きさというか、ワット数で違うのか。

○委員長 施設課長。

○施設課長 区役所の屋上に設置してあるパネルは20キロワットでございますので、その半分ということでございます。

○委員長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 役所の場合は、今このぐらい発電しているとか、ずっと出ています。ああいった

ようなことの装置はつけるのですか。

○委員長 施設課長。

○施設課長 区民ホールにモニターがありまして、それで発電状況が見れるようになっているのですが、中青戸小学校に設置するものも、ほぼあれに似たものが設置されるということでございます。

○佐藤委員 わかりやすくいいと思います。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんね。

それではお諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、異議なしと認め、議案第36号「葛飾区立中青戸小学校校舎等電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、第37号「葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 それではすみません、お手元の資料をお願いいたします。

議案第37号になります。「葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

1枚めくってください。こちらのほうは議案第83号という形になってございます。

件名といたしまして、葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事請負契約締結について、上記の議案を提案するというものでございます。

提案理由でございますが、葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事を施行する必要があるため、本案を提出いたしますというふうになってございます。

「記」書き以降を読ませていただきます。

- 1 工事件名 葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事
- 2 工事箇所 東京都葛飾区青戸四丁目25番
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札による契約でございます。契約につきましては、4社のJVのほうから落札したということでございます。

契約金額につきましては1億9,908万円、予定価格のほうでございますが、1億9,931万円でございますので、落札比率は非常に高く99.88%、契約差金は23万円ほどでございます。

続きまして5番、契約の相手方でございます。東京都葛飾区金町四丁目24番3号、山内・水元建設共同企業体でございます。

構成員の代表者といたしましては、東京都葛飾区金町四丁目24番3号の山内管設工業株式会社でございます。もう1人の構成員が、東京都葛飾区西水元一丁目8番5号の株式会社水元設備でございます。

6番の工期といたしまして、契約締結の日の翌日から平成27年3月16日までとなっております。

裏面をごらんください。工事設備の概要でございます。葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事でございます。こちらのほうは、給水設備、給湯設備、配水設備、衛生器具、トイレ等の衛生器具、消火設備、プールのろ過設備、校庭の散水設備のスプリンクラー、ガスの設備工事、撤去工事という形でなっております。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**委員長** 今、課長から説明がありました。質問等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 給水衛生設備一式、恐らく完璧だと思いますが、1つだけお願いしておきます。

1つ、火気・煙感知器であります。これは特に給食室についての煙感知器、それからガス漏れの感知器、これがきちんと察知されるように、特に去年の6月から既に義務化されておりますので、この辺も抜かりなくお願いしたいと思っておりますが、大丈夫でしょうか。

○**委員長** 教育計画推進担当課長。

○**教育計画推進担当課長** 設計につきまして、委員がおっしゃっていただいたように、煙感知器、ガス漏れ感知器というお話が出てございます。法令等はしっかり遵守しているというふうな形で起工させていただいていると思っております。ただ、今お話しいただきましたので、もう一度しっかりと確認をさせていただきまして、工事を発注していきたいというふうを考えてございます。

○**委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

竹高委員。

○**竹高委員** 工事の中身の部分のところで若干お聞きしたいのですけれども、今の小学校などは、タンクなどが屋上の部分にみんなついていると思うのですけれども、なかなか夏になるととても熱湯のようなお水が蛇口をひねると出てくるのですが、その部分が中青戸小学校については、やはりタンクにためて、そのお水が子どもたちの手元に出てくるのか、それとも水道管直結の形になっていて、防災の観点でのためているタンクは別であるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長 施設課長。

○施設課長 今お話にありましたように、学校の給水に関しましては、一度屋上の高架水槽というところに水をためて、そこから下へおりてくる。したがって、夏、そこで温まってしまって冷たくおいしく飲めないというお話は時々あります。中青戸小学校につきましても、屋上に給水タンクを、高架水槽を設置する設定になっているはずですが、営繕課の設計なので詳しくありませんけれども、間違いなくというところまで確信持てないのですが、通常今までどおりの考え方でやっておりますので、直結給水ではなく高架水槽方式になっていると思います。

これはどうして高架水槽方式を今後も続けていくのか、直結給水にできないのかというところにつきましても、直結給水にしますと、まず口径が太くなるのです。それによって基本料金が大幅に上がります。そのほかに学校の場合避難所になりますので、直結にして途中で地震でライフラインが寸断されるようなことがあると全く水が出ない。高架水槽方式であれば、高架水槽にたまっている水はある間は使えるということもありまして、学校につきましても避難所になりますので、高架水槽方式を採用してございます。今後もその方法でいくというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんですか。

それでは、お諮りをいたします。議案第37号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、異議なしと認めまして、議案第37号「葛飾区立中青戸小学校校舎等給水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」は、原案のとおり可決といたします。

次に参ります。議案第38号「葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 続きまして、議案第38号をお願いいたします。「葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

1枚めくってください。こちらが議案第84号になります。「葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事請負契約締結について」、上記の議案を提出いたしまして、葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事を施行する必要があるため、本案を提出するというものでございます。

内容につきまして、「記」書き以降を読ませていただきます。

1、工事件名でございますが、葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事

2、工事箇所、東京都葛飾区青戸四丁目25番

3、契約の方法、制限付一般競争入札による契約でございます。こちらのほうも4社のJVの中から落札者が決まったものでございます

4、契約金額でございますが、3億4,965万円になってございます。予定金額でございますが、3億5,036万円でございますので、落札比率といたしまして99.80%となっております。契約差金は71万円発生している状態でございます

5、契約の相手方でございますが、東京都葛飾区新小岩三丁目2番14号、東京セントラル・カンドー建設共同企業体でございます

構成員の代表者は、東京都江戸川区松島三丁目29番12号でございますが、代理人といたしまして、東京都葛飾区新小岩三丁目2番14号の東京セントラルエアコン株式会社葛飾営業所でございます。もう1人の構成員でございますが、東京都新宿区内藤町1番地でございますけれども、代理人が裏面になりますけれども、裏面をお開きください。裏面の代理人が、東京都葛飾区東堀切二丁目16番1号の株式会社カンドー東部営業所でございます。

工期でございますが、契約締結の日の翌日から平成27年3月16日までとなっております。

なお、本件につきましては、前回お話しさせていただきました体育館の冷暖房、地中熱を使った冷暖房は含まれてございませんので、来年度にまた別途工事を発注いたしますので、よろしくお願いたします。

続きまして、右側の工事の概要でございます。内容といたしましては、葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事で、教室などの暖房工事が主なものでございまして、機械設備工事、配管設備工事、換気設備工事、加湿設備工事、計装設備工事、撤去工事等で一式でございます。

説明は以上になります。よろしくご審議のほうお願いたします。

○委員長 今、担当課長から説明がございましたが、質問等ありましたらお願いします。

○遠藤委員 一式全部で6式になっておりますが、その中で下から3番目の加湿設備というのはどういう機械なのでしょうか。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 単純に冷房暖房ということではなく、教室の湿度管理も含めた空調設備という形で、ちょっと今までよりは少しそういう意味ではグレードが高いというか、子どもたちの教育環境にはよりよいような状態で準備ができているという形で考えてございます。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 よりよいというのは、どういうことで。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画推進担当課長 夏場や冬場のときに、夏場はエアコンを使いますと、やっぱり空気を乾燥させていきますので、パサパサになっていかないような意味で、そういう意味の加湿を

していくという形でございます。冬場につきましても、暖房で温め過ぎてしまうことによって、やっぱりこれも乾燥し過ぎないようにということで湿度の調整をしていくという意味での空調設備を設けていくという形になってございます。いわゆる冷やし過ぎない、熱くなり過ぎないような工夫をさせていただきながらやっていく。外気にある湿度をうまく取り入れていくということでございます。

○遠藤委員 間違いなと思います。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

私も一つお聞きしたいのですけれども、今まではないところに空調のクーラーとかつけてまして、各教室に。ですから教室の担任が子どもの様子を見たりしながら空調をいろいろしたと思うのです。今回はどこかそういうのではなくて、中央というか、そこにコントロールセンター、呼び方ははっきりしませんが、そういうものがあって、そこでこういうふうにするのか、それともやはり各教室で一つ一つ使うような空調なのか、そこらあたりわかったら教えてください。

○委員長 施設課長。

○施設課長 今の学校のエアコンは、個別で屋上にエコアイスという形で深夜電力を利用した氷をつくったり、また冬場は温水をつくったりして冷暖房しているわけですが、中青戸小学校につきましては、ガスを使った冷暖房になります。室内機3台に対して室外機1台ぐらいの割合で、マルチエアコンのタイプでありまして、各部屋でコントロールができるようになっております。ですからセントラルタイプとは違います。

○委員長 各部屋で子どもの状況を見ながら対応できるということですね。

ほかにございませんか。

それでは、お諮りをいたします。議案第38号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、異議なしと認めまして、議案第38号「葛飾区立中青戸小学校校舎等空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」は、原案のとおり可決といたします。

では、次に参ります。議案第39号「葛飾区科学教育センター条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから議案第39号「葛飾区科学教育センター条例に関する意見聴取」につきまして、議案を提出するものでございますので、ご審議をいただきます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりくださいませ。こちらのほうでは議案第72号となっておりますが、葛飾区科学

教育センター条例の議案を提出するというごこと、ご審議いただきます。

提案理由につきましては、葛飾区科学教育センターを設置する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区科学教育センター条例について、読み上げさせていただきます。

設置についてです。第1条、科学をテーマとした実験、工作及び展示の場を提供することにより、葛飾区立学校の児童及び生徒の学習活動並びに区民の生涯学習の振興に寄与するため、葛飾区科学教育センターを東京都葛飾区新宿六丁目3番2号に設置する。

事業、第2条、センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 科学に関する体験型展示に関すること
- (2) 科学に関する資料の収集及び展示に関すること
- (3) 葛飾区立学校の児童及び生徒を対象とした科学に関する教室の開催に関すること
- (4) 区民を対象とした科学に関する教室、講座等の開催に関すること
- (5) 科学教育に関する調査及び研究に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区教育委員会が必要と認める事業

施設 第3条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 実験室
- (2) 工作室
- (3) 展示室

開館時間、第4条、センターの開館時間は、午前9時から午後9時までの範囲内において、葛飾区教育委員会規則で定める。

休館日、第5条、センターの休館日は、委員会規則で定める。

入館の制限等、第6条、委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、または退館させることができる。

- (1) 公益を害し、または秩序を乱す恐れがあると認めるとき
- (2) センターの資料、施設、設備等を損傷する恐れがあると認めるとき
- (3) センターの管理上支障がある認めるとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特にセンターの利用を不適當であると認めるとき

き

損害賠償、第7条、センターに損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

委任、第8条、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定めることとなっております。

なお、附則といたしまして、施行期日につきまして、この条例は委員会規則で定める日から施行いたします。

次に、葛飾区立総合教育センター条例の一部改正につきましても、科学教育センターが移設をいたしますので、改正をまいります。

次のページに出ておりますが、現行と改正案という形で並べさせていただいております。現行の第2条、総合教育センターの事業の中の(6)科学教育に関するものが今回削除されまして、改正案ではその部分が今度新しくできます葛飾区科学教育センターの条例のほうに移っております。

私のほうからは以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま室長から説明がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 今まで葛飾区科学教育センターの設置要綱の中に、教職員研修の項がありました。これは小・中学校の教諭及び科学教室指導員の資質能力の向上とあったのですけれども、今度の事業の内容には書かれておりませんが、私は(4)(5)(6)の中に入るのかなと思いますし、また、委員会規則の中に掲げていただいて、教職員の理科の研修というのは大事な項なので、取り扱っていただきたいというふうに思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、松本委員からお話いただきました件についてお話をさせていただきます。科学教育センターが新宿のほうに今度条例を設置いたしまして移りますけれども、事業の中には教員の研修そのものについて述べてはおりませんが、科学教育センターを使って、例えば理科大の協力を得ながら、または科学教育センターの施設を活用しながら、教員の理科の指導力に関する向上の研修等については今後も行っていく予定でございます。こちらのほうには表記されてはおりませんが、科学教育に関する調査及び研究に関するところの部分も踏まえまして、しっかりとこの施設を使い、さらには理科大と連携をして教員の授業力、特に理科についての授業力向上については、しっかりと図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。ないでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、お諮りをいたします。議案第39号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では、異議なしと認め、議案第39号「葛飾区科学教育センター条例に関する意見聴

取」は、原案のとおり可決といたします。

では、次にまいります。議案第 40 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第 40 号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして上程させていただきます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

では、1 枚おめくりください。条例案の内容でございます。

まず体育施設条例第 4 条の改正、または別表 1 の改正、別表 2 の改正、別表 3 の改正などございます。ですので、さらに 2 枚おめくりいただきまして新旧対照表でご説明させていただきます。

それでは、まず新旧対照表中段でございます。第 4 条、体育施設の開場時間等の規定でございます。こちらにつきましては、(3) のところ、駐車場につきまして、現行では午前 5 時 30 分から午後 11 時 30 分までということでしたが、にいじゅくみらい公園運動場の駐車場につきまして、24 時間のパーキングということがございますので、午前 0 時から午後 12 時までという枠で決めさせていただきます。

次のページをおめくりください。2 ページ目でございます。

まず、別表第 1、中段でございます。葛飾にいじゅくみらい公園運動場というものを新たに設置させていただくものでございます。

施設としては、テニスコートや新宿多目的広場というものでございます。

所在地につきましては、新宿六丁目 3 番 2 号及び新宿六丁目 3 番 20 号でございます。

休館日、休場日につきましては、毎月第 3 水曜日を予定してございます。

これに基づきまして、さらに二つ上の段でございますが、葛飾区東金町運動場の多目的広場につきまして、個別名称として施設名称を「東金町多目的広場」と名称を変更させていただきます。

別表第 2 のご説明でございます。葛飾区にいじゅくみらい公園運動場駐車場でございます。

位置でございますが、先ほどお話ししました新宿六丁目 3 番 2 号及び葛飾区新宿六丁目 3 番 20 号ということで、こちらにつきましては休場日を無休としてございます。

大変恐縮でございますが、図面が一番後ろのページについてでございます。こちらをごらんください。横長でございますが、北側が東京理科大学を中心として北側の E 街区、こちらが運動場でございますが、そちらの大学寄りの駐車場と黒く囲ってあります。こちらが 3 番 2 号のほうの駐車場でございます。E 街区全体の中の一番左端のほうに駐車場がございまして、こちら

のほうが3番20号の駐車場となります。

お戻りください。新旧対照表3ページ目以降でございます。こちらにつきましては、別表第3ということで各施設の利用限度額、貸切りの場合等の利用限度額を設定してございます。こちらにつきましては、前回の庶務報告等でご報告させていただきました空調設備等の導入に伴う費用負担の分ということで、平均12%のアップをお諮りしたものでございますが、今回この条例案に載せさせていただいたものでございます。

そのほか照明等、7ページにあります。新しく多目的広場等の照明の使用料等について触れさせていただいております。

そのほか最後の8ページ目でございますが、駐車場の利用料金でございます。こちらも体育施設の駐車場として位置づけるということで、利用時間の当初の30分は無料、また、30分を超えるごとに30分ごとに100円加算という形でしてございます。

この条例につきましては、平成25年4月1日から施行する。また、これの経過措置ということなのですが、事前の予約を入れられましても、施行日以降の使用に係る申請についても、施行日前の申請に係る使用については、従前の例によるということで規定をさせていただいて、新しい料金の利用を4月1日以降の利用料としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 今、課長から説明がございました。質問等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 料金の設定であります。それぞれいわゆる値上げになっているわけですが、上げた理由というのを、やっぱり区民の皆さんに説得力ある説明をしなければならぬわけなのですが、その辺の理由というのは、どういうふうにやったらよろしいでしょうか。

○生涯スポーツ課長 こちらの総合スポーツセンターの体育館等の利用料金の改定でございますが、先日、庶務報告等でもさせていただきましたが、まず空調設備等の導入設備料、その部分を区と利用者の受益者負担との按分、また、1年間につきまして現行の電気料等の使用状況につきまして今年度は試行させていただいてございます。そのベースに基づきまして積算をさせていただいたものでございます。今後については、最低限の枠の中で12%という枠を決めさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それでわかりましたが、そのことも含めて区民の皆さんに納得できるようなご説明をお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 すみません、ちょっとお聞きしたいのですが、駐車場の件で30分まで無料というのは、30分以内なら無料ですよということですね。何か意味があるのですか。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 こちらにつきましては、E街区の管理棟の部分で各体育施設等の予約、手続等ができるようになってございます。そのほか今の総合スポーツセンター体育館や水元体育館でも同様なのですが、手続のお客様については基本的に30分以内で終わる。そういう想定のもとで、30分は無料ということにしております。

○委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 先日、あそこのシンフォニーに行ったときに、裏のほうの駐車場はみんな最初の30分は無料なのです。何か意味があるのかと思ってお聞きしたのです。ありがとうございました。

○委員長 ほかにございませんか。

竹高委員。

○竹高委員 12%値上げというのは仕方がないことなのかなと思うのですが、小・中学生のほうで現行と同じ状態で、費用のほうもかからないところはかからないという状態ですので、ご努力していただいたのだなというふうに思います。これから先も小・中学生が使えるような、子どもたちにとっては使いやすい状況で金額が設定されることをよろしく願いいたします。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 こちらの小・中学生の個人利用については、以前からご説明のとおり20円ということに変更ございません。先だって委員長のほうからご指摘をいただきました大人及び高校生の額につきましてなのですが、今回非常に私ども検討させていただいたところなのですが、今回の改定では大変恐縮でございますが、分離することが不可能で、今後につきましてはこれは高校生の額を新たに利用実績等を踏まえながら分離の方法も考えていかなければいけないだろうという状況で、今回については申しわけございませんが、よろしく願いしたいと思います。

○委員長 わかりました。

よろしいですか。

一つ私のほうから伺いたいのですが、先ほど遠藤委員の話にもありましたけれども、受益者負担、それは仕方がないし、今、試行していますよね。その辺でいろいろ声は来ていますか。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 今年度、特に5月の下旬から外気温と室内温の上昇等をいろいろ見まし

て、空調設備の導入を試行的にさせていただいております。それについては、ことしは特に夏場の熱中症による室内、今までは体育室でもそうなのですが、プレー中に室温が約40度近くになっておりました。それを空調を入れることによって、当然運動すれば汗をかくのですけれども、汗をかいても熱中症にならないという程度で抑えることができまして、例年大体毎週1件ぐらいの熱中症による救急搬送というのが出てきたのですが、ことしは1件もなく安全に夏の大会等ができることになりまして、非常に利用者の方々からは好評を得ている状況でございます。

○委員長 利用者からそういう声が出るということは、よかったかと、そのように思います。それからもう一つ伺いたいのが、新宿多目的広場等の全灯点灯というのはわかるのだけれども、6割2分だの、細かいのですが、それはどういうわけなのですか、教えてください。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 7ページでございます。こちらにつきましては、まず新宿多目的広場の全灯(全面)の場合は、ご案内のように全部つけますので、平均的な照度を350ルクス平均ということで、非常に明るくやっております。いろいろサッカーなどの競技についても一般競技ができるという明るさをしてございます。当然照度を段階的に下げますが、6割2分点灯という状況ですと、およそ200ルクスということでございます。3割7分点灯でございまして、およそ100ルクス程度ということで、レクリエーション程度であれば100ルクスでも可能なのですが、通常プレー等をする場合は200ルクス以上をご推奨するというような状況でございまして、JIS規格に定まったものを枠に定めてございますので、その点灯数の数によって全体から何割何分という割合になってしまいますが、わかりづらい状況でございまして、おおよその明るさをとっている状況でございます。

○委員長 わかりました。明るさですね。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、お諮りをいたします。議案第40号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では異議なしと認め、議案第40号「葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」は、原案のとおり可決といたします。

では次に、議案第41号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、議案第41号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」につきまして、上程するものでございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

1 ページお開きください。こちらは葛飾にいじゅくみらい公園運動場の指定管理者を指定する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

「記」書き以降でございます。

1、施設の名称、葛飾にいじゅくみらい公園運動場

2でございます。指定管理者の名称等でございます。東京都新宿区西新宿二丁目6番1号、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同企業体でございます。

構成員（代表者）として、東京都新宿区西新宿二丁目6番1 住友不動産エスフォルタ株式会社 代表取締役 阿部政樹

構成員といたしまして、新宿区新宿四丁目2番10号第二喜多ビル、東洋管財株式会社 代表取締役 澤村克樹でございます。

3、指定の期間でございます。こちらにつきましては平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間としてございます。こちらの理由につきましては、現在、次年度の体育施設の第3期の指定に合わせた1年間の指定ということでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長 それでは今、課長から説明がございました。質問等ありましたらお願いします。

遠藤委員。

○遠藤委員 恐らく指名競争入札だと思いますが、その際の得点を出す際の項目がもし手元にありますら教えていただきたいと思います。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 こちら指定管理につきましては、本来は公募体制をとってございます、競争入札ではございません。こちらにつきましては、現在体育施設全体を受けております住友不動産エスフォルタ株式会社、こちらが5年間の指定期間のうちの4年目となっております。最後の指定期間の1年間のみをにいじゅくみらい公園の管理に任せていきたいという、追加してお任せしているという部分の内容でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 今、言われたように途中でありますし、ここだけをほかの指定管理者というのも大変かと思うので、これで異議はございません。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

私も奥戸のスポーツセンター等へ何度か行く機会がございまして、非常に指定管理者のこの方々、住友不動産エスフォルタの方々、とてもキビキビと、そして対応、受け答えもとても丁

寧で利用者にもとても好評だということと、それからもう一つ、非常にきれいにしてくださっていますよね。管理上がいいというのか、そういう点もとてもいい指定管理者だなという感想を持っておりますので、あと1年ですけれども、お任せをしないと、そのように思います。

では、お諮りいたします。議案第41号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では異議なしと認め、議案第41号「葛飾区体育施設の指定管理者の指定に関する意見聴取」は、原案どおり可決といたします。

では次、議案第42号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第42号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約締結に関する意見聴取」につきまして、上程させていただきます。

提案理由でございます。地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、上程するものでございます。

それでは、1ページお開きください。

葛飾区水元体育館建築工事を施行する必要がありますので、本案を提出するというものでございます。

葛飾区水元体育館建築工事請負契約締結について、下記のとおりでございます。

- 1、工事件名 葛飾区水元体育館建築工事
- 2、工事箇所 葛飾区水元一丁目24番6ほかでございます。
- 3、契約の方法、施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約となっております。
- 4、契約金額でございます。29億2,740万円で金額を決定してございます。こちらにつきましては、予定金額でございますが、29億4,940万円ということで、落札価格が99.25%、差金につきましては2,200万円ほどでございます。

5、契約の相手でございます。東京都江東区南砂二丁目7番5号、鴻池・永井・大翔建設共同企業体。

構成員といたしまして、代表者、大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号、株式会社鴻池組となりますが、代理人といたしまして江東区南砂二丁目7番5号、株式会社鴻池組東京本店でございます。

構成員につきましては、葛飾区お花茶屋一丁目3番5号、永井建設株式会社、また、葛飾区奥戸二丁目40番6号、大翔建設株式会社と合計3社でジョイントベンチャーとなっております。

6、工期でございます。契約締結の日の翌日から平成26年12月26日までの約2年間となっております。

次のページでございます。水元体育館の仕様の内容でございます。

敷地面積が4万7,017.51平方メートル。

体育館棟の建築でございますが、構造につきまして鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上3階建、建築面積4,943.90平方メートル、延床面積1万2,033.54平方メートル、高さにつきましては最高部で23.69メートルとなっております。

主要諸室、1階でございますが、エントランスホール、事務室、会議室、医務室、武道場、総合更衣室、プール更衣室、屋内プール、プール器具庫、プール観覧席、プール監視室、便所、授乳室、機械室、倉庫となっております。

2階、メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、地域交流ホールなどがございます。

3階、観覧席、フィットネススタジオ、会議室などとなっております。

駐車場の建築でございますが、鉄骨造平屋建の48.75平方メートル、身障者用の駐車場ということで屋根をつけさせていただいております。高さ3.85メートルとなっております。

次のページをお開きいただきまして、案内図でございます。水元の体育館でございますが、葛飾清掃工場の北東側でございます。

次のページが配置図になります。葛飾清掃工場を中心としました水元中央公園、その北東側に、現体育館の東側に位置する予定でございます。

1階平面図、次が2階平面図、続きまして3階平面図、屋上階の平面図になります。そのほか各四方向からの立面図ということで今回つけさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 今、課長から説明ございましたが、質問等ありましたらお願いをいたします。

遠藤委員。

○遠藤委員 一つ構造について、かつて元東堀切小学校に入れましたウエルピアの構造を見ますと、入っていくときに機械室が、正面に入っていきますと左側に機械室が丸見えなのです。ああいう構造は、いろいろなデザインの問題があると思いますけれども、そういう構造になるのかどうかという、特にあそこは永井建設がおやりになっているところでありまして、そういう構造を想定されるとどうなのかなということがあるので、ちょっと細かいことのようにありますが、意見の分かれるところではありますが、どうなのでしょう。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、よろしく申し上げます。1階平面図をお開きいただければと思います。こちらの1階平面図の位置関係でございますが、左手が北側、下が西側の清掃工場

に面した側になります。こちらが1階平面図の中央でございます。こちらがエントランスホールということで正面入口になります。こちらにつきましては、右側にプールのゲートなど、左側に受付等がありますジムシツナド、また、左手の奥のほうに武道場を配してございます。また、総合更衣室ということで、今後、屋外の運動場を含めた更衣ができる部屋を二つ持つてございます。機械室につきましては、完全にエントランスホールの真裏になりますので、直接機械等が見えるような状況にはございません。

○遠藤委員 エレベーターの機械室もそうですか、エレベーターそのものも。ウェルピアのほうは、エレベーターの機械室が見えるのです。ガラスを通しまして丸見えなのです。そういう構造なのかどうかということです。

○生涯スポーツ課長 こちらについては、基本的にはあけた形ではないと聞いております。

○委員長 よろしいですか。

○遠藤委員 結構です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

松本委員。

○松本委員 単純な質問なのですが、このフィットネスパークは見せる面も大事にしていこうというので、大きなバスとか駐車場に入るということを聞いたのですが、先ほどの説明で駐車場に屋根がつくということがあったので、バスとかとめるときに支障にはならないのかなと思いました。

○委員長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは大変恐縮でございますが、先ほどの1階平面図の上の部分の配置図をごらんいただければと思います。申しわけございません。体育館が右手の中央から上のほうにございますが、身障者用駐車場につきましては、大変この図では小さくなってございます。公道に面した部分に2ブースほどございます。こちらについての雨よけというか、それをつけた部分でございます。バスについては、車寄せの部分に基本的に11メートルの長い観光バスが入ってこられるような軌跡を経るようになってございます。これについては、直接屋根に当たることは想定していない部分で、これは大丈夫な状況と聞いてございます。

○委員長 よろしいですか。

○松本委員 了解です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから。ずっと以前になりますが、地域説明会に行きましたところ、周りの住民の方からかなり厳しいお声が随分上がっていたのです。ここまで来たということは、きっとご理解いただいて進んでいるのだなというふうに私は思います。そのためのご努力は本当に大変なことだったのではないのかなと思います。関係の方々、本当にありがとうございます。ど

うぞうまくいきますように、よろしく願いをいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。こちらの昨年の地元説明会の際でございますが、やはり全体図の中で屋外運動施設なり緑被率についてのご理解がなかなか難しかったのかな。基本的には、緑被率については現行の水元中央公園の緑被率より約1.3%ほど上げて緑の面積をふやすということでございますが、どうしても運動施設ができることによって緑が減るといふ誤解が生じてしまっているという状況でございます。それにつきましても今後また体育館の工場の説明会、また、屋外運動施設の今後の工事に着手する際の説明会でも丁寧にご説明していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 丁寧に説明をよろしく願います。

それでは、お諮りをいたします。議案第42号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では異議なしと認め、議案第42号「葛飾区水元体育館建築工事請負契約締結に関する意見聴取」は、原案のとおり可決といたします。

では次に、議案第43号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。なお、関連がありますので、報告事項等の4も一緒にお願いをいたします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、まずはじめに報告事項等4「中央図書館及び立石図書館の年末年始の開館について」を報告させていただきます。資料をごらんください。

1の開館日数でございます。中央図書館につきましては、ことしの年末年始を開館し大盛況いただきました。この年末年始も引き続き開館し、観光案内やマップなどの配布、閲覧により観光客の回遊性を高めたいと存じます。また、葛飾区の真ん中に位置します立石図書館も、図書館サービスの提供を充実させるため、試行として開館させていただきます。

2の開館日・時間でございます。12月31日大みそかからお正月三が日、午前9時から午後5時までの8時間を開館させていただきます。4日以降につきましては、通常どおり午後10時まででございます。

3の利用できる図書館サービスと4の運営方法ですが、ごらんのとおり行事や絵本読み、また、未返却者への督促など、そういったものを除きまして通常の内容で開館いたします。

中央図書館では、執行体制を見直し複数名出勤し、リファレンスも行うことといたしました。

続きまして5の周知方法でございますけれども、さまざまな方法でPRしたいと考えてござ

います。

最後に6のその他でございますが、年末年始の開館に際し、アンケートなどにより利用者のニーズを把握していきたいと考えてございます。

年末年始の開館につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第43号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」をごらん願います。

提案の理由でございますが、図書館員または図書館専門員の年末年始の勤務における報酬の加算額を定めるほか、所要の改正をする必要がありますので、本案を提出するものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらん願います。

同規則第2条第2項第1号(1)の部分でございます。「図書館員及び図書館専門員」の下の線が引いてございます4行を右の改正案のとおり、左側内容欄に掲げる勤務の実情に応じ同表の右側の欄の加算額に定める額と規定いたします。

具体的には右下の表をごらんください。12月31日から翌年1月3日までの日において勤務したとき、図書館員、図書館専門員が定められた勤務時間につき、そのような金額を支給させていただき改定でございます。

上のほうに戻りまして第2項でございます。(2)でございますけれども、「別表2」を「別表3」に修正し、「第3項」と「第4項」を削除し、「第5項」を右の改正案のとおり「第3項」といたします。

お手数おかけしますが裏面をごらんくださいませ。現行の「別表第2」を「別表3」に修正いたします。

なお、この規則につきましては、平成24年12月1日から施行するものとしてございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 今、中央図書館長から説明がございました。質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 特にはございませんか。よろしいですか。

それでは、一つお伺いしたいのですが、報告事項のところがありましたけれども、周知方法、やはりこの年末年始開くわけですから、本当にPRをかなり強くしたいので、ここで見ますとこれもいいなと思うと同時に、駅などには無理なのですか。

中央図書館。

○中央図書館長 できなくはないと思うのですが、駅ですので若干の経費がかかります。

その辺の調整を含めて検討させていただきたいと思います。また、説明はしなかったのですが、中央図書館は1階にマルエツという商店、2階に商業施設、外から見ますと駐車場でずとか見えるのですが、そこにも準備できれば開館していますよということがわかるような、そういった対応は今準備を進めているところでございます。

○委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、質問等ないようですので、お諮りをいたします。議案第43号について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 では異議なしと認め、議案第43号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決いたします。

それでは次、議案第44号「葛飾区教育委員会委員長の選出について」。

塩澤教育長、お願いします。

○教育長 面田現委員長が委員長としての任期が11月23日で満了となります。それに伴いまして、新しい委員長選出をお願いしたいとするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質問等ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長 それでは、ただいまから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に基づき、委員長の選出の選挙を行います。

なお、選挙は、葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、単記無記名投票とし、有効投票数の最多数を得たものをもって当選者といたします。

それでは、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

○委員長 では次に、投票箱の確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

○委員長 では、投票をお願いいたします。

(投票)

○委員長 では、開票をお願いいたします。

(開票)

○委員長 それでは、投票の結果の報告をいたします。

投票総数6票、有効投票数6票、うち松本委員6票でした。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則第6条第1項の規定により、松本委員が委員長に選出されました。

なお、任期は、平成24年11月24日からになります。

これを持ちまして、委員長選出の選挙は終了といたします。

教育長。

○**教育長** ただいま現委員長職務代理の松本委員が委員長に選出されたことにより、委員長職務代理者を新たに選出する必要が生じたので、議案第45号として「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を提出したいと思います。

○**委員長** それでは、今、教育長から議案の提出がございましたので、議案第45号として「葛飾区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を本日の議事日程に追加し、本件を上程いたします。

では事務局、議案の配付をお願いいたします。

(追加議事日程と議案を配付)

○**委員長** それでは、議案の説明をお願いいたします。

教育長。

○**教育長** 11月24日に現委員長職務代理者の松本委員が新教育委員長に就任することにより、委員長職務代理者が不在になりましたので、新たな委員長職務代理者の選出をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○**委員長** それでは、ただいまから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に基づき、委員長職務代理者を指定する選挙を行います。

なお、選挙は、葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、単記無記名投票とし、有効投票の最多数を得たものをもって当選者といたします。

事務局、投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

○**委員長** では、投票箱の確認をしてください。

(投票箱確認)

○**委員長** それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○**委員長** それでは、開票をお願いします。

(開票)

○**委員長** それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数6票、有効投票6票、うち遠藤委員6票でした。

この結果、葛飾区教育委員会会議規則第7条の規定により、遠藤委員が委員長職務代理者に指定されました。

なお、指定は、平成24年11月24日からになります。

それでは、これで議案の審議は終了といたします。

施設課長。

○施設課長 先ほど議案第37号のところで、中青戸小学校が直結給水方式なのか、防火水槽方式なのかというところでご質問がありましたが、防火水槽方式だろうということでお答えしましたが、実は直結給水方式であることがわかりました。なおかつ災害時の心配が残るのですけれども、緊急用の直結貯水槽装置が、500リットルのものが2基備えつけられておりますので、これについても心配はございませんので、ここで改めさせていただきたいと思います。すみませんでした。

○委員長 どうぞ、竹高委員。

○竹高委員 保護者の視点から言って、やはり夏の熱い水というのはとても心配なところでもあり、「そのまま直結であることが望ましいのではないか」というふうなご意見も区の中でたくさんお聞きしておりました。ただ、災害時のときに、やはり必ずタンクというのが避難所運営として必ず必要だということも皆さんご存じのことではありますので、そういう形で両方が有効にできるということは、とても喜ばしいことだなというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほど心配されておりました水道の料金のことにつきましては、どうなのでしょうか。

○委員長 施設課長。

○施設課長 やはり口径が太くなると水道料金が高くなるのですけれども、また、5階までは直結では実は水道の本管の水圧だけでは上らないのです。それで途中に増圧装置をつけます。ですからある程度太くすることによって増圧装置で上まで上げられますので、高架水槽方式より安くなることはないと思うのですけれども、その点でも多少考慮はしております。

○委員長 よろしいですか。

それでは、議案の審議は終了といたしまして、次に報告事項等に参加します。

では、報告事項等1「葛飾区教育振興ビジョン（第2次）の取組について（平成24年度上半期取組状況）」

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、私から「葛飾区教育振興ビジョン（第2次）の取組について」、平成24年度上半期の取組状況について、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、1ページをごらんください。

「確かな学力の定着」の柱の1つ目の施策「わかる授業の推進」についてでございます。こちらにつきましては、既にご報告をさせていただいております「確かな学力の定着度調査」の調査結果をもとに、各学校で授業改善の推進プランをもとに授業改善を進めているところでご

ざいます。基礎学力の定着達成校数等につきましては、そちらの表にございますが、こちらの表を踏まえまして、また今後授業改善に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

2 ページ目をごらんください。

そのほかに「家庭学習のすすめ」、さらには区独自の学習支援講師などを配置いたしまして、「習熟度の程度に応じた少人数指導の推進」を行っておるところでございます。

さらには、区の教科書に沿った独自教材の開発を通して現在、小学校4年・5年生児童・生徒対象の国語、中学校については1年生対象の国語、数学、そして全学年を対象とした英語の教材を1月以降に活用できるように準備を進めているところでございます。

さらには、「授業力向上プロジェクト」につきましても、昨年度小学校から開始をいたしました。今年度、今、中学校についても開始をしているところでございます。

2 番目の「言語活動の充実」についてでございます。こちらにつきましては、現在、校内研究を通してコミュニケーション等言語活動の充実に向けた研究に取り組んでいる学校が小学校20校、中学校5校となっております。さらには、葛飾区教育委員会の教育研究指定校として、10校が言語活動の充実に向けた取り組みを行っております。

「葛飾区少年の主張大会」につきましても、先週の土曜日にシンフォニーヒルズで行われたところでございます。それぞれの地区からの代表生徒・児童でございましたけれども、今年度は昨年度よりも応募者数が小学校が41名、中学校が7名増えているという状況がございました。本大会でもそれぞれの地区の代表児童・生徒は、すばらしい主張をしていたという状況がございました。

次に3 ページ目、「授業時数と学習機会の確保」についてでございます。こちらの取組につきましては、「葛飾教育の日」、土曜日授業の実施、さらには夏季休業日の短縮、そして新学習指導要領が開始されました週1コマの授業コマ数を増やす等をして対応しているところでございます。

さらには、葛飾学習チャレンジ教室の取り組みも現在、補習、さらには検定の事前学習として進めております。

なお、夏季学習教室につきましては、今年度も各学校におきまして補足的な学習を中心に個に応じた指導の推進として、5日以上実施をしたところでございます。

続きまして、4 ページ目をごらんいただきます。

5 番「科学技術教育の充実」についてでございます。こちらにつきましては、科学教育センターにおいて理科実技研修として、理科実験の基礎・基本の充実を図るための研修を1回と、さらには放射線教育に関する研修会を2回実施をしたところでございます。

さらには、本区の科学教育センターの科学教室については、児童113名、生徒59名が延べ参

加をしております。

さらには、東京理科大学との連携した実験教室も2回実施したところでございます。

郷土と天文の博物館におきましても、「かつしか宇宙塾」、さらには「かつしか宇宙塾ジュニア」、さらには、これからですが「スペースカレッジ」の中学生を対象にしたものについても開催をしていく予定でございます。

なお、東京理科大学の葛飾キャンパスが来年4月に開校するにあわせまして、先ほど議案のところでもお話をさせていただきましたが、新たに「葛飾区科学教育センター」を新宿に設置をいたしてまいります。こちらにつきましては、名称につきましてここでちょっとお話をさせていただきます。

当初、「(仮称)科学技術センター」というものも考えておりましたが、既に「科学技術センター」そのものが東京理科大学の中にあるということで、混乱を避けるために名称につきましては「葛飾区科学教育センター」とさせていただきます。

なお、よい愛称があったほうが子どもたちにもなじみが深く、さらには区民の方も利用しやすいだろうということも考えまして、一般に応募させていただきました。そして愛称の応募数が590件ございまして、その中で東金町中学校の1年生、橋本夏帆さんの応募として出されました名称を参考にさせていただきます。愛称名は「未来わくわく館」とさせていただきます。こちらにつきましては、また橋本さんのほうにもしっかりとお知らせをしていきたいと考えております。

続きまして、「特別支援教育の充実」についてでございます。6ページをごらんください。

こちらにつきましては、特に保護者や地域の住民の方に特別支援教育の理解啓発を図るために、現在、市民活動団体と協働事業といたしまして今年度4回の計画をいたしまして、現在3回終了したところでございます。松上小学校を借りましてやっておるところでございます。

さらには、特別支援学級の在籍児童数が増加をしております現状を踏まえまして、新たに来年4月に、西亀有小学校に情緒障害学級の通級指導学級を設置する準備を進めているところでございます。

続きまして7ページ、「情報教育の充実」についてでございます。こちらにつきましては、7ページの下段にございますけれども、今年度中学校のコンピューター部屋のICTを更新するとともに、一部の教科に指導用デジタル教科書などの教材ソフトを導入いたしまして、9月から普通教室でインタラクティブホワイトボード等を使ったり、さらに実物投影機を使いましてICTの機器を活用した授業を推進しているところでございます。

続きまして8ページ、「読書活動・学校図書館の充実」についてでございます。

24年度の取り組み状況につきましては、9ページに載せさせていただきましたが、全校一斉の読書活動につきましては、現在、小学校44校、中学校20校で実施をしているところでござい

ます。まだ全校実施まであとわずかでございますが、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、「朝の読書」につきましては、小学校45校、中学校21校で実施をしているところでございます。

さらに、学校図書館の効果的な活用も含めまして、学校図書館支援指導員研修や司書教諭等研修会を3回開催をしておるところでございます。学校図書館支援指導員、そして図書ボランティアの方、そして図書館司書教諭の三者が連携をいたしまして、学校図書館のさらなる充実を図っていきたいと考えております。そのほかに図書館の取り組み等も、それぞれしていただいているところでございます。

続きまして、10ページ、二つ目の柱、「豊かな心の育成」についてでございます。

まず1点目、「道徳教育の充実」についてでございます。こちらにつきましては、区の道徳教育資料作成委員会におきまして、小・中学校におきまして、それぞれ授業ですぐ活用できる資料等について作成をしているところでございます。特に中学校につきましては、東京都のほうで道徳教育教材集の中学校版が作成をされましたので、それを活用した授業実践を10月23日に常盤中学校で実施したところでございます。

さらに、東京都の人権尊重教育推進校といたしましては、木根川小学校が今年度より2カ年間の研究に取り組んでいるところでございます。

続きまして、11ページの「幼児教育の充実」についてでございます。現在、幼児教育の充実につきましては、「小1プロブレム」の対策としてクラスサポーターを配置ということで行っておりますが、今後、教育委員会だけではなくて区長部局、例えば子育て支援課等も連携を図って、これから幼・小の連携または保育園との連携については、さらに充実を図っていくということで、下半期に私たちのほうも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に12ページ、「いじめ・不登校への対応」についてでございます。こちらにつきましては、今年度上半期に、まず8月27日、相談体制の強化のために総合教育センターの教育相談部におきまして、新たなメールによる教育相談を開始したところでございます。その前に教育委員会といたしましても、いじめに対しての緊急メッセージを発信したところでございます。

さらには、葛飾学校問題解決支援チームも2年目になっております。こちらにつきましては、スクールソーシャルワーカーを新たに加えて取り組んでおりますけれども、主に現在75件の相談を受けまして、うち57件については一定の方向を見出す改善の方向になったということが報告としてなされております。

続きまして14ページでございます。

7番「我が国の伝統・文化の尊重と郷土愛の醸成」についてでございます。こちらにつきましては、全中学校におきまして体育の授業で武道を実施をしていくところでございます。そ

らにつきましては、現在それぞれ体育の教員につきまして柔道の実技研修会を9月13、14日に実施をしております。9月、10月、11月あたりで柔道、剣道等の実施がなされていく、またはなされているところでございます。今のところ、けが等の報告は一切受けておらないところでございます。

さらには、「かつしか郷土かるた」についても作成をしております。こちらの活用についても、徐々に進めているところでございます。

続きまして、8番「部活動の充実」、15ページでございます。こちらにつきましては、部活動地域指導者の方を今年度は顧問指導員24名、技術指導員96名の方で今現在活動を進めていただいているところでございます。

小学校の部活動につきましては、現在17校で実施をしております。こすげ小学校では小中一貫教育の研究校といたしまして、小学校高学年の児童が中学校の一部の部活動に参加をしていく。例えばバレーボールに参加するとか、そのようなことを活動しているところでございます。

続きまして、3番目の柱「健やかな体の成長」についてお話をさせていただきます。

18ページ、「体力の向上」についてお話を申し上げます。こちらのほうは、24年度の全国体力調査の抽出校でございますが、その結果について表に載せさせていただいております。まず上段の小学校1年生についてでございます。こちらは東京都の児童体力調査の判定結果を見ても、小学校1年生男子につきましては、このような結果になっておりまして、平均に達している学校が、25年度目標が25校でしたが、24年度の時点で26校まで達しております。

さらに女子の部でも、小学校1年生で、そして小学校4年生で平成25年度の目標のところまで達している、または上回っているという状況でございます。しかしながら、まだまだ体力の向上に向けましては、各学校が日々の授業等を通して取り組んでいるところでございます。

なお、体育専科講師につきましても、スポーツ教育推進校に現在配置をしておるところでございます。

小学校で行われました陸上競技会につきましては、前回の教育委員会でご報告をさせていただきましたが、今年度につきましては、41校1,070人の児童が参加をしたというところでございます。

続きまして19ページ、「生活習慣の向上」についてでございます。こちらにつきましては、20ページに25年度のカレンダーの発行に向けてということで取り組みをしているところでございますが、小学校全児童を対象といたしました「朝食レシピコンテスト」の募集を行った結果、1年生、4年生から66点、5年生、6年生から481点、合計547点の応募があったというところでございます。入選者につきましては、結果等12月に行う二次審査の案内状を送付したと聞いております。

続きまして22ページ、4つ目の柱「良好な教育環境の整備」についてでございます。

2番目の「学校評価制度の推進」についてでございます。今年度も全小・中学校におきまして、学校の自己評価と学校関係者評価を実施することから、現在実施をした、または実施をしているところでございます。その学校の間接評価にあわせまして、区の外部評価アンケートも実施をしているところでございます。

なお、第三者評価につきましては、今年度も学識経験者及び校長経験者を評価委員といたしまして実施をしているところでございます。今年度は、現在、上平井小学校、二上小学校、そして新小岩学園でモデル実施をしておるところでございます。

続きまして23ページ、「教職員の資質・能力の向上」についてでございます。こちらにつきましては、若手教員実力養成研修を行っているところでございます。小学校、中学校、そして特別支援学校、それぞれ校種等に分けまして、小学校では年間15回、中学校では年間10回、特別支援学級対象者については年間15回という形で、教育委員会室等を使って実施をしていくところでございます。

続きまして24ページ、「小中一貫教育等の推進」についてでございます。今年度は4月に「高砂けやき学園」が開校をいたしております。「高砂けやき学園」においては、現在小学校と中学校の情報連絡体制の円滑化、さらには授業交流、そして高砂ハローワーク等の合同行事等を実施しているところでございます。一昨年に開校いたしました「新小岩学園」におきましても、企業の交流や和太鼓クラブによる交流なども図られておりまして、現在、学校ではいかに小学校と中学校の先生方の部活動に対する意識を縮めていくか。できるだけ小学校の先生が部活動に参加できるような雰囲気、体制をどのようにしていくかということで現在、校長先生方とは私たちが協議をしているところでございます。

続きまして25ページ、「学校地域応援団の推進」についてでございます。こちらの応援団につきましては、平成24年度上半期に新たに大道中学校、桜道中学校、綾瀬中学校、鎌倉小学校で発足をしておりまして、計25校が発足をしているところでございます。

最後に26ページ、「放課後子ども事業の充実」についてでございます。こちらにつきましては、9月末現在、学習プログラム実施校が13校、文化プログラム実施校が5校、スポーツプログラム実施校が1校という形でこちらの取り組みを進めているところでございます。

なお、わくわくチャレンジ広場の登録児童数につきましては、昨年度の同時期と比べますと、今年度のほうが同程度の登録児童数となっており、順調に登録児童数を伸ばしているというふうに聞いております。

上半期の取り組みについてお話をさせていただきましたが、あと半期また充実できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今、報告がございました。何か質問等、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。

竹高委員。

○竹高委員 8ページの「読書活動・学校図書館の充実」について、やはり残念ながら中学生のほうはまだ本を手にとる状況にはなかなかないのかなというのが見えるところがあります。小学校のうちに本を子どもたちに手渡していくことによって、中学に行ってもそのまま継続して読める姿勢というのがあるはずなのですけれども、中学生に入ると読む子はすごく読むのですけれども、読まない子は全く読まないという状況がありますので、中学校の学校図書館がとてもきれいに整備されているのは知っているのですけれども、それを子どもたちが有効活用できるような協力体制のほうを学校図書館のほうによろしくお願いいたします。

○委員長 指導室長。

○指導室長 中学校の子どもたちの読書数については、やはり一つの課題であるというふうに思っております。この後またご意見をいただきました件がついても、しっかりとそれぞれ学校のほうには伝えてまいりたい。やはり学校図書館の利用については、教員がしっかりと声をかけていく。そして子どもたちがそこに集まる時間を確保していく。そのようなところが重要だと思っておりますので、しっかり話をしていきたいと考えます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

松本委員。

○松本委員 質問が一つと要望が二つです。

質問なのですけれども、教育振興ビジョン推進委員会とか幹事会を開催していますけれども、特に話題になったこととか、今後の取り組みの参考になることがあったら教えてください。

次に要望を二つ申し上げます。

一つは、いじめの取組なのですけれども、少し社会的な騒ぎというのもおさまったかに受けられますけれども、報道などを見ているとアンケートに挙がってこなかった事例とか、それから一度解消したと思われていたものが後になって大きな問題になっているのがありますから、引き続き注意を喚起していくということを怠らないようにしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

二つ目の要望は、学校教育に関する教育振興ビジョンというのは、小・中学校の教職員の力に頼るところがすごく大きいと思っております。今、小・中学校の教職員の人事異動とか校長の管理職の異動とか考えられていると思っておりますけれども、ぜひともどの学校もこの振興ビジョンが進められる上で万全を期して、できるだけのことをやっていただけたらありがたいと思っております。

以上です。

○委員長 教育計画推進担当課長。

○教育計画担当課長 申しわけございませんでした。ただいま進めております新しい教育振興計画の検討委員会の状況でございます。先月の段階で第2回目を開かせていただきまして、グループ討議という形で皆さんに学校教育に関すること、地域教育に関すること、生涯学習に関することというものを3班に分けた状態で自由にご発言をお願いしたというような状態でございます。また、来る12月に第3回を予定してございまして、こちらのほうにつきましては、私ども今現在行っている教育振興ビジョン（第2次）、これからご説明させていただきます生涯学習振興ビジョンの取り組みの状態につきまして、自己評価したものをできればお出しをさせていただいて、それについてのご意見というか、グループ討議みたいな形でお話をいただいて、今回は教育振興ビジョンをやっている、7月に実施しましたアンケートということで関係者の方からご意見をいただき、さらには今回の計画の策定ということでお声をいただいた状態で私どもの自己評価とぶつけていって、評価検証というような形を進めていきたいなというふうに考えている次第でございます。

また、皆様へのご報告でございますけれども、年明け以降に体系というような形のものを考えていき、それぞれの体系に沿った事業の展開というものを事務局側のほうで作成していきながら議論を進めていくという考え方をしておりますので、適切な時期に皆さんのほうにお話の進行状況をお諮りしていきたいという形でございます。

申しわけございません。こちらのほうの推進委員会や幹事会で話題になった内容でございますけれども、先ほど指導室長のほうでお話しさせていただいたようなことが主だったというふうに思っております。

○委員長 指導室長。

○指導室長 要望を2点いただきました。まず、いじめに関するものについてでございます。既に解決したと思われるもの、さらにはアンケートになかったものが後々大きくなっているというような状況もございます。学校には、いじめが認知された時点できちっと私たちに報告をいただき、学校の対応等に私たちのほうでも一緒に対応していくということは今も周知をしているところでございます。そういうことはないように私たちも学校に指導主事がこまめに行くなどして、学校からの情報を持つだけではなくて、こちらのほうからもいろいろな生の情報が得られるようにして今後参りたいと考えております。

さらに、人事異動の時期になって、いろいろヒアリングの時期になっております。ビジョンを推進するためには、葛飾の教育をよくしていこうと思う意欲のある教員を葛飾に集めることが一番大事だと思っております。校長先生方のほうからも「この先生を」とか「このような人を」というご意見もいただいておりますので、ぜひそれが実現できるように私のほうもしっか

りと人事異動についていい人をつかまえていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 18ページの体力の向上というところでございます。下のほうの中ほどに、都平均を上回る学校数は、23年度と比較して増えている。大変好ましいことだと思います。体力の向上は、単に体力の向上にとどまらないで、やはり学力、あるいは授業規律、その他にも大きく影響しているようにも考えられます。特にこの間は、葛飾小学校の研究授業がありまして、その中でも研究発表されている中にありましたように、やはり学力向上、授業規律ということに大きく影響しているということが発表になりました。

そういう観点からも、やはり今後も単に体力の向上だけにとどまらないで、学力、あるいは授業規律という、あるいは道徳的な面でも大きく影響しているということ把握しながら、これからも研究授業等にも力を入れていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 本区の教育目標またはビジョンの目指すところも、「人間力の育成」というところでございます。「人間力の育成」につきましては、遠藤委員がおっしゃられた学力、体力、そして規律等の豊かな心については、欠かすことができないと思っております。その中で、この前の葛飾小学校の研究発表の中で、体力をつけていくことが、それが学力、そして粘り強さとか、体力向上の中でいくと忍耐力が育ってくるとか、体力向上の中で子ども同士のかかわりがあり、そこで豊かな人間関係が生まれてくるのだ。そのような発表で、まず体力があるのだ、大事なのだという発表がございました。それも一つの研究の成果だというふうに思っております。

1校の研究にとどめることなく、研究の成果は全校に広めて、やはり体力の向上をしっかりと図ることができるように、区の施策として体力の向上のプロジェクト等を組んで進めてまいりたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○遠藤委員 はい。

○委員長 ほかにございませんですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 4ページの「家庭学習の推進」についてお願いいたします。私が思うに、子どもの頭のよしあしはさほど大差ないと思うのです。やはり一番差がついてしまうのは、学校以外の勉強というか、例えば塾とか家庭教師とか、そういったようなあれで差がついてきてしまう

のではないかと考えております。振興ビジョンに家庭学習のことが書いてあるのですけれども、もうちょっと委員会などをつくって、こんなやり方があるとか、方法があるとか、こうしたら効果があつたよとか、お母さん方はあまりわからない人なども結構いるので、できれば葛飾方式のマニュアルをつくるのは無理としても、いずれにしても家庭教育をもうちょっと充実させてほしいなとお願いしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 各学校での取組、または「家庭学習のすすめ」ということでも、私たちのほうでも話しているというところがございますけれども、まだまだそれは十分ではないとご指摘のとおりだと考えております。もっとよりわかりやすく各学校が保護者に話すためにも、区の中でしっかりと情報収集をして、各家庭に広める際にも参考となるものをこれからも私たちのほうはしっかりと検討していくとお約束させていただきたいと考えております。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、指導室長から「家庭学習のすすめ」のお話がありましたけれども、私どもでも「家庭教育のすすめ」というのを高学年向けと低学年向けの2種類作成して配らせていただいております。その中でも生活習慣の大切さですとか、子育てにおける親の関わり方などについて、触れているところがございます。今お話しいただいたようなことを踏まえながら、また生活習慣向上の関係者会議がございますので、その中でも話題にしなが、また改定等を重ねて、より充実したものにしていければと思っていますので、よろしくお願ひします。

○委員長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 よろしいですか。

それでは、私のほうから三つばかり伺いたいのです。

一つ目なのですけれども、1ページのところ、基礎学力の定着度達成校が去年に比べますと、特に中学校などはよく頑張ってくれているなと思ひました。これは目に見えた数ではあるけれども、日々の積み重ねがこういうところに出るわけで、現場の先生方が日々の授業をしっかりと改善をして進めてきてくれているのだなということで、指導に当たっている指導室のほうにお礼を申し上げたいと思ひます。それがずっとまた積み重ねがあるわけで、気を抜かないようにぜひお願ひをしたいと思ひます。

二つ目なのですけれども、いじめのことです。ここにいじめは絶対に許されないということと、いじめられた子を全力で守る。よく目に見えるのが、いじめられた子を全力で守ることのためのいろいろな手当ては随分出てきていると思ひます。それは非常に大事なことだし、続けていかなければいけないのだけれども、根本的にはいじめはいけないのだということ

をもっとしっかりとというのか、それは子どもだけではなくて家庭も、それから地域も、そういう雰囲気が実際的に行き渡るようにしたいのです、お題目だけではなくて。

例えば具体的にじゃあ、いじめる側の子ども、そういう子どもたちの心も酌んでどういうふうな指導をするか。例えば目標を持って勉強に取り組むとか、いろいろあると思うのですけれども、クラブに取り組むとか、クラス中が楽しくなるとか、いろいろ具体的にあるだろうし、親御さんのほうも割と自分の家のお子さんがそういう、いじめられているほうのアンテナは高いかもしれないけれども、いじている側というのはあまり気がつかず、元気な子だな、やんちゃな子だなぐらいのレベルもあるような気もしたりしますので、いじめは絶対に許されないということが具体的にいろいろな項目で学校中、地域中、親の中にも浸透して、これは非常に人間として大事なことなのだとということを徹底されることを今以上にお願いをしたいなと思いました。

それから最後の学校地域応援団、これも今言ったいじめにもかかわってくると思うのです。こういうところでの地域の応援とか、わくチャレもそうなのですから、そういうところでの指導者、あるいは地域の方々が子どもたちに対してもそういう心を持って、いじめは許されないことなのだよというようなものを持って対応してくださる、そういうことも期待できるころだと思いますから、ぜひ学校地域応援団の推進を進めていただきたい。

と同時に、先ほどわくチャレの中でいわゆるお子さんを預かっていろいろ楽しいゲームや遊んだりするだけではなくて、学習面とかスポーツ面での指導者がだんだん減ってきているというような課題があるというようなことも聞きましたので、その辺の発掘をどういうふうにしたらいのかなというあたりで、青少年委員だとか地区委員会とか、そういうあたりに声をかけて広めていっていただきたいなと思いました。

以上です。

教育長、お願いします。

○教育長 今、面田委員長が話した学力の問題なのですけれども、中学校において、私も今、学校を回っていて中学校がすごいな。学力向上で一番大事なのは学習規律なのです。先生の話ちゃんと聞く、それができているかというのはすごく大きなことで、多くの中学校でそれができている。私の知っている中学校と全然今はイメージが変わってきた。そういうことをしっかりどこの学校でもやっているの、それが大きいな。これから中学校は期待できるな。小学校はやっていないわけではない。小学校もきちっとやっている。はっきり言って規律が乱れてしまっている、特に若い先生などが。そういうところというのは、その学年の学習がポンと抜けてしまうのです。それはやっぱり中学校も気にしていて、そういうところというのは、学習規律というのは大事だなということを感じました。

○委員長 指導室長、何かございますか。

○指導室長 今、学力向上について、日々の積み重ねの大切さ、委員長のおっしゃるとおりでありますし、学校が頑張っていることについて私もしっかりと学校を褒めていきたいというふうに思っています。

また、いじめについては、先ほどからお話しいただいているように、これは絶対あってはならないということで、とにかく私たちは目指すものはいじめはない学校、子どもが安心して楽しく通える学校であるというふうに思っておりますので、そのことはしっかりと踏まえて学校とも連携をとってしっかりやってまいりたいと考えています。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、2点お話をいただきました。1点は、わくチャレの人材確保の話だったと思います。確かに悩ましいところがございます、いろいろな取り組み、PTAなど保護者に声をかける、あるいは学校を通じてということも期待しているのですが、なかなか人が集まらなくてという状況でございます。一方で、口コミが結構有効で、それによって入ってきていただいているというお話も伺っております。実際に活動している方から「こんな状況なのですよ」ということを聞いたり、あるいは迷っている方に実際に現場に来て見てもらった上でできそうかどうか判断してもらおうということをやっていたりもしています。そんな形でまた広めていきたいなと思っておりますし、先ほどお話がございましたように、地区委員会ですとか青少年委員という、そういう資源というと語弊があるかもしれませんが、そういうところも活用しながら広めていければなと思っております。

もう1点はいじめ防止等と応援団との関わりというお話でございます。話がずれるかもしれませんが、一昨日の日曜日に区子連の中央研修会というのがございまして、ここにおります志村統括指導主事を講師にお招きして、地域の中でいじめを発見していくときの注意点などについて、講演をいただいたのです。子ども会という育成者、指導者の立場で子どもと関わっている方たちですので、また学校とは違う環境で子どもを見ているということから、いじめですとか、子どもの変化に気づくのではないかとということで取り上げたところがございます。

応援団というお話もございましたが、例えば地区委員会の研修でそういうのを取り上げる、PTAの中でも、そういったものを話題にしていくというのもございますので、そうした形ですそ野を広げていって、地域でも本来の活動だけではなく、意識を持って取り組んでいただくというのが大事だろうと思っております。

先ほどの中央研修会の際に、やはり学校、地域が一体となって連携をして子どもたちを見守っていくというのが大事だというお話もいただきましたので、そうしたことを実践できるようにつなげていければなと思っております。

○委員長 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、次の報告事項に入ります。

報告事項等2、お願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、葛飾区生涯学習振興ビジョンの平成24年度の上半期の取り組み状況について説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

「かつしか区民大学の開設」についてご説明いたします。

平成24年度の行政企画講座は55講座あり、9月末段階で32講座が、また、区民運営委員会による講座につきましては、7講座のうち5講座が終了または開催中でございます。

また、区民運営委員会の発案から始まった「かつしか郷土かるた」につきましては、「かるた普及活用準備会」が発足し、「学校の郷土学習への支援」「地域でのかるた大会開催に向けての準備」「地域への普及・活用」の三つの分野に分かれ普及活用を進めております。

なお、ことしも郷土学習の実施に併せ、10月に「かつしか郷土かるた」を小学校3年生全児童に配布いたしました。その他区内教育機関や区内各種団体との連携・協働講座を実施しており、さらに情報誌「まなびぷらす」の発行や、メールマガジンの発信、特別講演会の実施や学習単位認定制度の移行を通じて区民大学の周知に努めております。

次に4ページをごらんください。

わがまち楽習会の実施についてです。地域の団体などの行う新たな学習を支援し、学びと交流による人づくり、まちづくりを推進するために、わがまち楽習会は実施され、本年度は昨年からの継続実施であるため、5団体に加え新たに3団体を公募し8団体が取り組んでおります。内容の記載につきましては、ごらんのとおりでございます。

次に5ページをごらんください。

「郷土と天文の博物館事業の推進」についてでございます。平成24年度上半期は、区制施行80周年記念企画展「平櫛田中とかつしか」、また「葛飾区80年 町・暮らしの移り変わり」を開催し、多くの方に来館いただきました。さらに、10月7日から11月25日まで、特別展「東京低地災害史 地震、雷、火事?・・・教訓!」を開催しております。

プラネタリウムは、本年5月21日に東京で観測された金環日食に合わせて特別番組「東京で日食! 173年ぶりの金環日食」を制作し、また、最近の宇宙科学の情報を取り入れた子ども番組のリニューアルを進めております。

次に6ページをごらんください。

「図書館サービスの充実」についてです。利用者が必要な図書や情報を効率的に受けられるためのデータベース講習や、ビジネス支援としての講演会、相談会などを中央図書館、立石図

書館で開催しました。

また、学校図書館と公共図書館との連携については、新宿図書センター内にある学校図書支援コーナーで、開館日と開館時間を拡大し学校図書との連携を深めてまいりました。

ハンディキャップサービスでは、ボランティアの協力による録音図書、点訳図書の作成、インターネットを利用した視覚障害者サービスを継続的に行ってまいります。

次に7ページをごらんください。

「かつしか地域スポーツクラブの推進」でございます。

「こやのエンジョイくらぶ」、さらに「オール水元スポーツクラブ」では、おのおの実施プログラムをふやし、8月末時点での会員数はそれぞれ461人と253人となっております。今後も引き続き育成支援指針に基づいた運営面での側面支援や、指導、助言、クラブメニューの開発や会員獲得、指導者育成にかかわる情報提供など、クラブの自主自立に向けた育成支援を進めてまいります。

次に9ページをごらんください。

「学校地域応援団の推進」について報告いたします。学校地域応援団は、新たに大道中学校、桜道中学校、綾瀬中学校、鎌倉小学校の4校で発足し、合計25校となりました。今後も事業のPRを進め実施校の拡大を図るとともに、地域コーディネーターのレベルアップを図る研修や、その負担の軽減を図るため、アドバイスや相談を受ける体制をつくってまいります。

次に10ページをごらんください。

「放課後子ども事業の充実」でございます。平成24年9月末現在、学習、文化、スポーツの各活動プログラムの実施校数は14校となっており、対象学年の拡大も5校で実施されております。

次に11ページをごらんください。

「家庭教育への啓発・支援」について報告いたします。小学校全児童を対象とした生活習慣に関する基礎データ調査を実施し、朝食摂取状況、就寝時間などの調査結果を各校へ報告いたしました。また、「朝食レシピコンテスト」については、平成25年度版カレンダーの発行に向けて募集を行い、書類による一次審査を経て入選作品を選出しました。

「家庭教育のすすめ」については、リーフレットの配布を行い、ノーテレビ・ノーゲームデーの取り組みでは、講演会を実施するとともに、「親子の手紙コンクール」については、小学生から中学生まで対象を拡大し募集を行い、今後は審査に入り、入賞作品を決定してまいります。

次に12ページをごらんください。

「子育て・家庭教育に関する学習機会の提供」についてです。「子育て講座」は、3コースを実施し、「家庭教育応援制度」は、PTAや父母会、子育てサークルなど自主的な家庭教育

に関する学習会を実施した20団体に講師派遣や謝礼金の助成を行ってまいりました。

次に14ページをごらんください。

「生涯学習状況システムの構築」についてご報告いたします。区ホームページにより、区主催の講座やイベント等の学習情報、また、生涯学習人材バンク登録の詳細情報を掲載し、その活用を図っております。

次に15ページをごらんください。

「中央図書館等の整備」についてです。中央図書館については、10月17日から11月3日の期間で3周年記念事業を行い、さらに図書館サービスの充実に向けて本年度も12月31日から1月3日まで開館するとともに、立石図書館についても駅前の立地特性を生かし、年末年始開館してまいります。

最後に16ページ、「スポーツ施設のリフレッシュ事業の推進」についてです。総合スポーツセンター体育館及び陸上競技場のリニューアル工事は、平成24年4月に終了いたしました。フィットネス整備事業については、水元体育館の実施計画が10月末に完成し、上半期に体育館の建築工事に着手する予定でございます。

報告は以上でございます。

○委員長 報告がございました。何か質問等ありましたら、ご意見も含めましてお願いをいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 12ページの(2)「子育て・家庭教育に関する学習機会の提供」ということで、この実績が前年度の約倍になっているということ、これは皆さん多くの方々がこれに参加していただいているということにおいては、大変貴重な事業だと思います。その中で特に考えますのは、ご自分の子どもさんがどうも就学についていけないか、いけるかどうかというようなことで就学前にいろいろと私もお相談があるのですが、そういう方々が何か多くなっているような気がいたしまして、それが即就学時に就学時健診等でいろいろと学校側との相談が出てくるのではないかと思います。

その就学時では、既に悩みが頂点に達した時点で就学時ということよりも、やはり就学前にこうした機会をとらえて相談をする機会があるということは大変いいことだと思いますので、この充実に向けてさらなるご努力をお願いしたいということを思っております。大変深刻な事態になっている場合がありますので、そういう方にも寄り添ってご相談をしていただきたいなというふうに思います。その中で個別指導というか、個別相談というのがございますか。これは集団ですね。その中で個別指導というのは。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 今お話のあった個別指導の部分は、ご相談をいただいて、例えば「こういう

ところでもう少し専門的に」というようなお話はできるのだらうと思うのですが、なかなかそこで個別具体的な状況まで立ち入ってというのは、お話し伺えるのですが、そこまで踏み込んだアドバイスは難しいかと思っています。逆に言うと、もう少し専門的なところにお話をつないでいったほうが、より先を見据えた発展性があるのではないかとということで対応しているというふうに理解をしています。

○遠藤委員 そうした要望があった場合には、それのご案内というのはできておりますでしょうか。ご案内体制というか。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 例えば先ほどの「家庭教育応援制度」のほうは、自主団体がやるところへのサポートというのがメインになっていますので、そうした中で例えば終わった後に担当の職員が行ったりしていますので、終わった中で講師のお話の中でこういうところがどうだとか、あるいは区とのかかわりですとか、そういうことでご質問等があれば必要なアナウンスはしているはずでございます。

それからもう一つ、先ほどの「家庭教育のすすめ」などでも、入学時の説明会などでその辺の啓発をやっているとかございますので、そういう中でご相談とかいただければ、「こういう形で適切な相談機関などありますよ」というお話はできるのだらうと思っています。

○委員長 よろしいですか。

○遠藤委員 もう少し前に進んで申し上げますと、今申し上げましたように、就学時になると既に遅くなっているということ、むしろ3歳児ぐらい、あるいは2歳児、3歳児ぐらいで症状というか、自分の子どもがついていけるのだらうか、あるいは友だちとよく遊べるのだらうかという、いろいろな場合によっては障害が明らかに出てくる場合があるのです。そういうことの相談を親身になってやっていただけるような道筋を行政がつけていかなければならないのではないかという意味で申し上げたわけでありまして。

○委員長 その辺のところ。学務課長も両方ですね。先に学務のほうから。

○学務課長 発達障害のお子さんのいわゆる乳幼児期から発生した場合の対応ということでございますけれども、区のほうとしましては、私どものほうは学齢になるまで受け入れは接点がないわけなのですけれども、それ以前の対応としましては、子ども総合センターというのが区にございまして、そちらできちんと相談窓口を設けているところでございます。

先生が今おっしゃられたように、例えば2歳ぐらいでそうした傾向が出る方というのは、場合によっては区でやっている3歳児健診でわかるケースもございます。そういう場合は、そうしたところへきちんと保健所で受けた場合、ご案内をさせていただいているというふうに聞いております。

問題は、その後、3歳児健診から就学までというのは定期健診がございませんので、その間

に集団とかかわったときに初めてわかるというような発達障害もございます。そういう例に関しては、これは課題なのですけれども、現在、私立・公立の保育園、私立幼稚園、そういうところで発生したケースに関しましては、それぞれのところで把握をし、同じように子ども総合センターは、そこへサポートをして必要なご案内をさせていただいているというのが現状でございます。

それと5歳児健診、実際には4歳——就学の1年前ということになるのですけれども、区のほうでは同じく子育て支援部ですが、5歳児健診というのを今、試行で実施しております、ことし初めて区立保育園2園で実施しているというふうに聞いております。実施に当たっては、やっぱりさまざま課題があるということがございますので、ことしについては2園ということでやったそうなのですが、来年度以降はそれを広めていく、拡充していくというようなお話も聞いておりますので、今後、区全体としては、そういった方面は充実していくのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 メーンの話は学部課長がお話ししましたので、私どものところの子育て講座が実は1歳児、2歳児を対象にやっているところでございまして、そのメニュー自体が保健所、保健センターですとか、子育て支援部、児童館、保育園、あるいは子ども家庭の部分との連携をとりながら内容をやっているところでございます。そうした中で、例えば1歳児の心と体の発達の特徴ですとか、発達に合った働きかけなどというのもございますので、例えばそういう中で何か気になるところがあれば相談を受けながら、今、学務課長がお話のところへ場合によっては相談に行っていただく、情報を提供するという道筋があるのだろうというふうに思っていますので、補足させていただきます。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長 では、次に報告事項等の3「平成24年11月16日付管理職の異動について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、平成24年11月16日付管理職の異動がございましたので、ご報告をさせていただきます。

本区で渋江小学校の副校長でいらっしゃいました鶴田麗子先生でございますが、11月16日付で江戸川区立小松川第二小学校の校長として昇任し、転出をされたところでございます。11月30日の周年行事が待っているということがございますけれども、鶴田先生であればしっかりとできると思っております。私たちも区は違いますが、しっかりとまた応援をしていきたいと考えております。

続きまして、それに伴いまして渋江小学校の副校長に転入という形で昇任をいたしました堀内康博副校長でございます。前任職は、江戸川区立鎌田小学校の主幹教諭からの昇任でございます。こちらの堀内先生につきましては、平成12年から17年度まで東金町小学校での勤務の経験があるということで、葛飾区のことにもよく知っているようでございます。副校長、最初はかなり気合を入れていますので、しっかりとその気合が続くように私たちもサポートしてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 報告は以上でございます。

では、ここで教育委員の皆様には発言がありましたらお願いをいたします。

特にないですね。

(発言する者なし)

○委員長 ないようですので、続きまして「その他」に入ります。

庶務課長、一括してお願いします。

○庶務課長 その他でございます。1の資料の配付でございます。「12月行事予定表」、それから「みんなの理科大学」のチラシを配付してございます。

2の出席依頼でございますけれども、今回はございません。

次回の教育委員会でございます。11月27日火曜日、午前9時からとなります。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして終わるわけでございますが、委員長を「勤労感謝の日」で終わるということになりますので、本当に1年間、事務局の方、それから委員の方々にはご協力をいただきましてスムーズに進むことができました。いろいろありがとうございました。お世話になりました。

では、これで閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時15分